

北上市告示甲第 8 号

北上市公金口座振替収納事務取扱要綱（平成 4 年北上市告示第47号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（口座振替処理） 第 8 [略] 2 ・ 3 [略] <u>4 市長は、軽自動車税（種別割）の納期が終了したときは、</u> <u> 軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）（様式第10</u> <u>号）を納入義務者に送付するものとする。</u>	（口座振替処理） 第 8 [略] 2 ・ 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除